

# 奈良県文化・教育・くらし創造部施工体制確認調査実施要領（建設工事）

## 第1 目的

この要領は、奈良県文化・教育・くらし創造部及びこども・女性局が実施する建設工事に係る入札について施工体制確認調査を実施するために必要な事項を定め、もって公共工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施工体制確認調査 建設工事の落札者を決定する際に、あらかじめ入札者の施工体制を確認する調査をいう。
- (2) 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項（167条の13の規定により準用される場合を含む。）の規定に基づき設ける最低制限価格をいう。
- (3) 最低価格入札者 有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者をいう。

## 第3 契約審査会

- (1) 施工体制確認調査は、契約審査会（以下「審査会」という。）が行う。
- (2) 審査会は、会長及び委員をもって構成する。
- (3) 審査会の構成及び事務局は、別途定める。

## 第4 施工体制確認調査対象工事

施工体制確認調査の対象工事は、競争入札による建設工事のうち最低制限価格を設けた工事とする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10の2第1項（167条の12第4項及び167条の13において準用する場合を含む）の規定により落札者を決定する競争入札（総合評価落札方式）の場合。
- (2) あらかじめ施工実績等を調査したことにより施工体制を確認済みの業者に発注する別表に定める文化財建造物等に対する伝統的工法を用いた建設工事の場合。

## 第5 入札参加者への通知

入札執行者は、次の事項について公告、入札説明書及び指名通知書等において、入札参加者へ通知すること。

- (1) 施工体制確認調査を実施すること。
- (2) 入札が行われたのち、落札者の決定を保留し、施工体制確認調査を行い、入札者全員に対し後日結果の通知を行うこと。
- (3) 最低価格入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 最低価格入札者で調査の対象となった者は、入札執行者の定める期限までに、第7に定める書類を提出しなければならないこと。提出がなかった場合は失格となること。
- (5) 有効な入札を行った者は、資料の提出及び聞き取り調査に協力しなければならないこと。

なお、この資料の提出及び聞き取り調査に応じない場合は失格となること。

## 第6 入札の執行

- (1) 入札の結果が確認されたのち、入札執行者は、入札者又は立会人に対して「保留」と宣言し、有効な入札を行った者に対して、施工体制確認調査を実施する旨を告げる。

なお、最低価格入札者が複数の場合は、くじ引きにより、聞き取り調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる。）を決定するものとする。

- (2) 入札執行者は、有効な入札を行った者に対し、施工体制確認調査により、後日落札者を決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。
- (3) 入札執行者は、入札終了後、審査会にその旨を報告し、開札録の写し及び有効な入札を行った入札者から提出された第7に定める資料を送付するものとする。

## 第7 施工体制確認調査の調査事項及び提出書類等

施工体制確認調査は、次の各号に掲げる事項について実施するものとし、提出書類は、別紙1に定めるとおりとする。

また、提出書類に基づき聞き取り調査を実施する。聞き取り調査は、調査対象者の入札責任者及び配置予定技術者を対象に行う。

- (1) 入札価格の積算内訳
- (2) 工程計画
- (3) 配置予定技術者の資格等
- (4) 品質確保体制（品質管理計画）
- (5) その他必要な事項

## 第8 施工体制確認調査の実施

- (1) 入札執行者は、最低価格入札者から提出のあった第7に定める書類を速やかに審査会に送付するものとする。
- (2) 審査会は、入札執行者から送付のあった書類に基づき速やかに施工体制確認調査を実施する。

## 第9 施工体制確認調査後の落札者の決定

- (1) 調査の結果、適正な施工の確保がなされると認められる場合の措置
  - ア 審査会は、調査対象者の施工体制により適正な施工が確保されると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。
  - イ 入札執行者は、アの通知を受けたときは直ちに調査対象者に対して落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を知らせるものとする。
- (2) 調査の結果、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合の措置
  - ア 審査会は、調査対象者の施工体制によっては適正な施工がなされないおそれがあると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。
  - イ 入札執行者は、アの通知を受けたときは、調査対象者を落札者とせず、有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）について、第8以降と同様の手続きを行い、落札者を決定する。た

だし、次順位者が複数ある場合は、くじ引きにより聞き取り調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる）を決定のうえ、第8以降と同様の手続を行い、落札者を決定する。この場合、複数の入札者について並行して聞き取り調査を行うことができるものとする。

ウ 入札執行者は、次順位者を落札者とした場合には、次の通知を行うものとする。

(ア) 当該落札者には、落札決定等の通知

(イ) 調査対象者で落札者にならなかった者には、落札者とならなかった理由及びその他必要な事項の通知

(ウ) その他の入札者には、落札決定を行った旨の通知

#### 第10 審査会による適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定する基準

(1) 審査会は、次のいずれかに該当すると認められる場合には、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者（第9(2)イにより、次順位者が施工体制確認調査の調査対象となった場合の次順位者を含む。）を失格とする。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合

イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

ウ 入札価格の積算内訳及び工程計画が設計仕様等に適合しない場合

エ 積算内訳に記載されている工事価格が入札額に適合しない場合

オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

カ アからオまでのほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(2) (1)のほか、審査会は、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる基準を定めることができる。

#### 第11 施工体制確認調査結果の概要の公表

入札執行者は、施工体制確認調査の結果の概要について、調査終了後、速やかに公表するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年9月1日から施行し、この期日以降に入札公告等がなされた工事に適用する。

改正 平成24年4月1日

平成31年4月1日

令和2年4月1日